

改正案

現行

附則（昭和三十七年条例第五〇号）

附則（昭和三十七年条例第五〇号）

154（略）

154（略）

5 職員の退職手当に関する条例第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する同条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。

5 新条例第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月を超えるに至つた場合（附則第三項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。

6（略）

6（略）

7 附則第五項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する職員の退職手当に関する条例第七条の二の規定の適用については同条中「十二月」とあるのは「六月」とする。

7 附則第五項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第七条の二の規定の適用については同条中「十二月」とあるのは「六月」とする。

8・9（略）

8・9（略）

改正案

現行

24

一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受け、職員が退職した場合において、第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで、附則第七項から第九項まで及び附則第十五項から前項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号）附則第五項から第八項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第六十五号）附則第四項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第十八号）附則第二項、第六項及び第七項の規定により計算した退職手当の額が、その者が年齢六十年に達した日以後における最初の三月三十一日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、これらの規定により計算した額よりも少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（削除）

（新設）

別表（略）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: right;">23</p> <p>年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p>当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四号第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日に</p> <p>ついて定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二」とあるのは、</p> <p>「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改正案

現行

21 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用並びに第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)

22 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定

(新設)

改正案

現行

20

当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「の属する年度の前年度の三月三十一日までに」とあるのは「までに」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第一号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）とあるのは「百分の三」とする。

（新設）

職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者	六十歳
職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員	六十五歳

改正案

現行

19]

当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

(新設)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。</p> <p>17 前二項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p>18 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

	<p>改正案</p>
<p>15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤務した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>現行</p>

改正案

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條

第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

現行

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條

第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

改正案

13

特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

14

令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十條第十項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五條」と、同項第二号中「ロ」雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、あつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

現行

(新設)

36

平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十條第十項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五條」と、同項第二号中「ロ」雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、あつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

(削除)

7| 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第七項」とする。

8| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二(第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。)及び附則第十八項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十六項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第七項の規定の例により計算して得られる額とする。

10  
12 (略)

29 (略)

30| 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十項」とする。

31| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

32| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。

33  
35 (略)

改正案	現行
<p>4  昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>5  (略)</p> <p>6  (略)</p>	<p>26  昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>27  (略)</p> <p>28  (略)</p>



改正案

第十八条（略）第二十條（略）

附則

1（略）

（削除）

21 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

現行

第十八条（略）第二十條（略）

附則

1（略）

2、3（略）

24 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができるとする。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができるとする。

6～8 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができるとする。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができるとする。

6～8 (略)

改正案

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

現行

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する山口県行政手続条例第十四条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する山口県行政手続条例第十四条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

## 第十六条(略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ、その遺族)に

## 第十六条(略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ、その遺族)に

改正案

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき  
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができたる者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に  
関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎  
となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し定年前  
再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短  
時間勤務職員)に対する免職処分の対象となる者を除く。)につい  
て、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての  
引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をし  
たと認めるとき。

256 (略)

現行

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき  
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対  
し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の  
生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職を  
した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条  
第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受ける  
ことができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能  
者」という。)であつた場合に於ては、これらの規定により算  
出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」  
という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこ  
とができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に  
関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎  
となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し再任用  
職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に  
対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般  
の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた  
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認め  
たとき。

256 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまた当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員)に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2/6 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまた当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員)に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2/6 (略)

<p>改正案</p>	<p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6 10 (略)</p>
<p>現行</p>	<p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6 10 (略)</p>

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二(略)

2(略)

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一(略)

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二(略)

2(略)

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一(略)

改正案

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支

一〇四(略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四條第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同條第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六(略)

12  
17(略)

第十一條・第十二條(略)

現行

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支

一〇四(略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四條第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同條第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六(略)

12  
17(略)

第十一條・第十二條(略)

改正案

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5  
10 (略)

現行

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

5  
10 (略)

改正案

(失業者の退職手当)

第十条(略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二(略)

3(略)

現行

(失業者の退職手当)

第十条(略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(衆例若しくはこれに基づき人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む)が十八日以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二(略)

3(略)

改正案	現行
<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、募集を行う日の属する年度の三月三十一日に達していることとなる年齢が定年から二十年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集</p> <p>二 (略)</p> <p>2 17 (略)</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、募集を行う日の属する年度の三月三十一日に達していることとなる年齢が定年から十五年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集</p> <p>二 (略)</p> <p>2 17 (略)</p> <p>第九条 (略)</p>

月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第五項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇八（略）

二〇五（略）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項各号に掲げる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一〇四（略）

二〇略

第七条（略）  
第八条（略）

除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇八（略）

二〇五（略）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項各号に掲げる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一〇四（略）

二〇略

第七条（略）  
第八条（略）

改正案

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎  
在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下  
同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属す  
る月までの各月(地方公務員法第二十七条又は第二十八条の規定に  
よる休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及  
び職員を地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規  
定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八  
十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関  
する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社  
(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭  
和二十八年政令第百十五号。以下「政令」という。))第六条に規  
定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程  
において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休  
職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた  
場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はそ  
の法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするこ  
とと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。))の業  
務に従事させるための休職を除く。))、地方公務員法第二十九条の  
規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従  
事することを要しない期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律  
第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業をした期間  
を含む。))のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた

現行

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基  
礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。  
以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日  
の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条又は第二十八条  
の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病に  
よる休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二  
十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四  
十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地  
の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規  
定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務  
員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第百十五号。以下「政  
令」という。))第六条に規定する法人(退職手当(これに相当す  
る給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はそ  
の法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又  
はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期  
間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者とし  
ての在職期間はなかつたものとするこことと定めているものに限  
る。以下「休職指定法人」という。))の業務に従事させるための  
休職を除く。))、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他  
これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない  
期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条  
第一項の規定による大学院修学休業をした期間を含む。))のある  
月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以  
下「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを

改正案

(略)	<p>第六条の二 第一号</p>
	<p>特定減額前 給料月額 (第五条の 三の二にお いて読み替 えて準用す る場合にあ つては、特 定減額前俸 給月額(同 条の規定に より読み替 えられた第 五条の二に 規定する特 定減額前俸 給月額をい う)。次号 において同 じ。)</p>
	<p>特定減額前給料月額(第五条の三の 二において読み替えて準用する場 合にあつては、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替えられ た第五条の二に規定する特定減額 前俸給月額をいう)。以下この号及 び次号において同じ。)及び特定減 額前給料月額に退職の日において 定められているその者に係る定年 と退職の日の属する年度の三月三 十一日に達していることとなるそ の者の年齢との差に相当する年数 一年につき百分の三(退職の日にお いて定められているその者に係る 定年と退職の日の属する年度の三 月三十一日に達していることとな るその者の年齢との差に相当する 年数が一年である職員にあつては、 百分の二)を乗じて得た額の合計額</p>

現行

(略)	<p>第六条の二 第一号</p>
	<p>特定減額前 給料月額</p>
	<p>特定減額前給料月額及び特定減額 前給料月額に退職の日において定 められているその者に係る定年と 退職の日の属する年度の三月三十 一日に達していることとなるそ の者の年齢との差に相当する年数一 年につき百分の三(退職の日にお いて定められているその者に係る 定年と退職の日の属する年度の三 月三十一日に達していることとな るその者の年齢との差に相当する 年数が一年である職員にあつて は、百分の二)を乗じて得た額の 合計額</p>

改正案

第六條の三 第五條の三に規定する者に対する前二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の二	(略)	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項	読み替える字句
	同項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する同項の	読み替える字句

現行

第六條の三 第五條の三に規定する者に対する前二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の二	(略)	第五條の二第一項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項の	読み替える字句
		同項第二号ロ	第五條の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ	読み替える字句
同項の		同條の規定により読み替えて適用する同項の		

改正案

第五条の四、第六条（略）

第六条の二 第五条の二第二項（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。））に六十を乗じて得た額

二（略）

現行

第五条の四、第六条（略）

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二（略）

改正案

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)  
第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

現行

(新設)

改正案

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三、第四条第一項第四号及び第五条第一項各号(第一号及び第五号を除く。)に掲げる者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の三月三十一日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなる年齢が退職の日において定められている者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対しては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

現行

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三、第四条第一項第四号及び第五条第一項各号(第一号及び第五号を除く。)に掲げる者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の三月三十一日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなる年齢が退職の日において定められている者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対しては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

改正案

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたこと  
がある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)  
第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則  
第十三項において「特定任命」という。)により職員となつた後に  
退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給  
料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例によ  
る改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されること  
をいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額さ  
れたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」  
という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場  
合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料  
月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に  
対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号  
に掲げる額の合計額とする。

一・二(略)

2(略)

現行

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたこ  
とがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定  
(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条  
例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額され  
ることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額  
が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以  
下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつ  
たものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下  
「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多  
いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定に  
かかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二(略)

2(略)

改正案

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者  
(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第一項第一号において同じ。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二(四) (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二(七) (略)

2・3 (略)

現行

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者  
(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第一項第一号において同じ。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二(四) (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二(七) (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>(一般の退職手当)</p> <p>第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>第二条(略)</p>	<p>(一般の退職手当)</p> <p>第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>第二条(略)</p>

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。第十条第二項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第十六号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第二條條の二・第二條條の三（略）

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第二條條の二・第二條條の三（略）

改正案

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日  
山口県条例第五号)

第一条(略)

(適用範囲)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

現行

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日  
山口県条例第五号)

第一条(略)

(適用範囲)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する職員(地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）新旧対照表

改 正 案

現

行

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円
	1	151,600	189,100	224,400	250,500	282,000
	2	153,000	190,700	226,000	251,700	283,900
	3	154,400	192,300	227,600	252,900	286,100
	4	155,800	193,900	229,200	254,300	288,100
	5	157,000	195,400	230,700	255,500	290,200
	6	158,800	196,900	232,300	256,700	292,300
	7	160,500	198,500	233,800	258,000	294,200
	8	162,100	200,000	235,400	259,000	296,200
	9	163,700	201,600	236,500	260,300	298,200
	10	165,400	203,300	238,000	261,100	300,200
	11	167,000	205,000	239,400	262,100	302,200
	12	168,800	206,700	240,600	263,100	304,200
	13	170,300	208,100	242,200	264,400	306,200
	14	172,200	209,700	243,600	265,600	308,100
15	174,200	211,300	244,800	267,200	310,200	
中 略						
短時間勤務学校職員	113			334,800		
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		189,400	216,100	244,400	257,900	283,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円
	1	151,600	189,100	224,400	250,500	282,000
	2	153,000	190,700	226,000	251,700	283,900
	3	154,400	192,300	227,600	252,900	286,100
	4	155,800	193,900	229,200	254,300	288,100
	5	157,000	195,400	230,700	255,500	290,200
	6	158,800	196,900	232,300	256,700	292,300
	7	160,500	198,500	233,800	258,000	294,200
	8	162,100	200,000	235,400	259,000	296,200
	9	163,700	201,600	236,500	260,300	298,200
	10	165,400	203,300	238,000	261,100	300,200
	11	167,000	205,000	239,400	262,100	302,200
	12	168,800	206,700	240,600	263,100	304,200
	13	170,300	208,100	242,200	264,400	306,200
	14	172,200	209,700	243,600	265,600	308,100
15	174,200	211,300	244,800	267,200	310,200	
中 略						
再任用学校職員	113			334,800		
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		189,400	216,100	244,400	257,900	283,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

学校職員の区分	職務の等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務学校職員以外の学校職員		円	円	円	円
	1	160,600	176,500	294,100	408,200
	2	162,100	178,600	296,700	409,700
	3	163,600	180,700	299,600	411,200
	4	165,100	182,900	302,000	412,700
	5	166,700	184,900	304,500	414,100
	6	168,600	187,100	306,800	415,500
	7	170,400	189,300	309,100	417,000
	8	172,200	191,500	311,500	418,600
	9	173,900	193,700	314,000	420,000
	10	176,000	196,500	316,400	421,500
	11	178,100	199,200	319,100	422,900
	12	180,100	201,900	322,000	424,200
	13	182,000	204,800	324,400	425,500
14	184,200	206,500	326,300	426,900	

中 略

157		406,900			
短時間勤務学校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
	円	円	円	円	
	226,000	272,100	325,600	406,700	

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

学校職員の区分	職務の等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円
	1	160,600	176,500	294,100	408,200
	2	162,100	178,600	296,700	409,700
	3	163,600	180,700	299,600	411,200
	4	165,100	182,900	302,000	412,700
	5	166,700	184,900	304,500	414,100
	6	168,600	187,100	306,800	415,500
	7	170,400	189,300	309,100	417,000
	8	172,200	191,500	311,500	418,600
	9	173,900	193,700	314,000	420,000
	10	176,000	196,500	316,400	421,500
	11	178,100	199,200	319,100	422,900
	12	180,100	201,900	322,000	424,200
	13	182,000	204,800	324,400	425,500
	14	184,200	206,500	326,300	426,900
15	186,400	208,100	328,200	428,300	

中 略

157		406,900			
再任用学校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
	円	円	円	円	
	226,000	272,100	325,600	406,700	

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 教育職給料表 (第五条関係)

イ 教育職給料表( )

学校職員 の区分	職務の等 級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	1		円 160,600	円 204,800	円 332,300	円 418,400			
	2		162,100	206,500	334,500	420,200			
	3		163,600	208,100	336,600	422,100			
	4		165,100	209,800	338,600	423,800			
	5		166,700	211,600	340,900	425,300			
	6		168,600	213,200	342,800	426,800			
	7		170,400	214,900	345,000	428,700			
	8		172,200	216,500	347,100	430,600			
	9		173,900	218,300	348,800	432,400			
	10		176,000	220,200	350,900	434,200			
	11		178,100	222,100	353,000	436,100			
	12		180,100	224,000	355,100	437,900			
	13		182,000	225,500	357,200	439,600			
	14		184,200	227,500	359,200	441,500			
中 略									
	153		329,700						
短時間 勤務学 校職員			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額			
			円 234,900	円 275,300	円 332,300	円 416,700			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

改 正 案

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号)新旧対照表

別表第三 教育職給料表 (第五条関係)

イ 教育職給料表( )

学校職員 の区分	職務の等 級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員	1		円 160,600	円 204,800	円 332,300	円 418,400			
	2		162,100	206,500	334,500	420,200			
	3		163,600	208,100	336,600	422,100			
	4		165,100	209,800	338,600	423,800			
	5		166,700	211,600	340,900	425,300			
	6		168,600	213,200	342,800	426,800			
	7		170,400	214,900	345,000	428,700			
	8		172,200	216,500	347,100	430,600			
	9		173,900	218,300	348,800	432,400			
	10		176,000	220,200	350,900	434,200			
	11		178,100	222,100	353,000	436,100			
	12		180,100	224,000	355,100	437,900			
	13		182,000	225,500	357,200	439,600			
	14		184,200	227,500	359,200	441,500			
中 略									
	153		329,700						
再任用学 校職員			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額			
			円 234,900	円 275,300	円 332,300	円 416,700			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

現 行

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）新旧対照表

改正案

現

行

別表第二 海事職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	175,800	229,300	273,300	322,200	358,800	417,900
	2	178,200	231,600	275,100	324,200	361,000	420,400
	3	180,700	233,600	276,900	326,300	363,100	423,100
	4	183,000	235,700	278,700	328,300	365,500	425,600
	5	185,300	237,700	280,000	330,500	367,500	427,800
	6	187,800	239,700	281,900	332,300	370,600	430,200
	7	190,200	241,800	283,700	333,900	373,600	432,600
	8	192,800	243,900	285,600	335,600	376,400	435,000
	9	195,000	246,100	287,000	337,100	379,200	436,700
	10	197,400	248,000	289,400	339,300	382,000	438,800
	11	199,800	249,900	291,600	341,600	385,000	441,000
	12	202,300	251,800	293,800	344,100	387,700	443,200
	13	204,800	253,400	296,200	346,000	390,400	444,900
	14	207,400	255,300	298,800	348,200	393,100	447,100
	15	210,100	257,100	301,000	350,300	396,000	449,300
16	212,700	259,100	303,400	352,600	398,700	451,500	

中略

	101			384,700			
短時間勤務学校職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,100	251,200	280,700	321,600	350,500	397,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	175,800	229,300	273,300	322,200	358,800	417,900
	2	178,200	231,600	275,100	324,200	361,000	420,400
	3	180,700	233,600	276,900	326,300	363,100	423,100
	4	183,000	235,700	278,700	328,300	365,500	425,600
	5	185,300	237,700	280,000	330,500	367,500	427,800
	6	187,800	239,700	281,900	332,300	370,600	430,200
	7	190,200	241,800	283,700	333,900	373,600	432,600
	8	192,800	243,900	285,600	335,600	376,400	435,000
	9	195,000	246,100	287,000	337,100	379,200	436,700
	10	197,400	248,000	289,400	339,300	382,000	438,800
	11	199,800	249,900	291,600	341,600	385,000	441,000
	12	202,300	251,800	293,800	344,100	387,700	443,200
	13	204,800	253,400	296,200	346,000	390,400	444,900
	14	207,400	255,300	298,800	348,200	393,100	447,100
	15	210,100	257,100	301,000	350,300	396,000	449,300
16	212,700	259,100	303,400	352,600	398,700	451,500	

中略

	101			384,700			
再任用学校職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		221,100	251,200	280,700	321,600	350,500	397,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）新旧対照表

改正案

現行

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,600	196,200	232,400	265,200	290,800	320,400
	2	147,700	198,000	234,000	267,000	293,000	322,600
	3	148,900	199,800	235,500	268,800	295,100	324,900
	4	150,100	201,600	237,100	270,900	297,100	327,100
	5	151,200	203,100	238,500	272,600	299,000	329,300
	6	152,300	205,000	240,200	274,400	301,100	331,300
	7	153,400	206,800	241,700	276,200	303,300	333,500
	8	154,500	208,600	243,300	278,200	305,300	335,700
	9	155,500	210,200	244,400	280,200	307,200	337,600
	10	156,900	212,000	245,900	282,200	309,500	339,900
	11	158,200	213,800	247,500	284,100	311,700	341,900
	12	159,500	215,600	248,800	286,100	314,100	344,100
	13	160,700	217,000	250,300	288,100	316,200	345,900
	14	162,200	218,800	251,700	290,000	318,300	347,900
15	163,700	220,500	253,000	291,900	320,500	349,900	

中略

	125		305,300				
短時間勤務学校職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,400	216,000	256,100	275,600	290,800	316,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

学校職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,600	196,200	232,400	265,200	290,800	320,400
	2	147,700	198,000	234,000	267,000	293,000	322,600
	3	148,900	199,800	235,500	268,800	295,100	324,900
	4	150,100	201,600	237,100	270,900	297,100	327,100
	5	151,200	203,100	238,500	272,600	299,000	329,300
	6	152,300	205,000	240,200	274,400	301,100	331,300
	7	153,400	206,800	241,700	276,200	303,300	333,500
	8	154,500	208,600	243,300	278,200	305,300	335,700
	9	155,500	210,200	244,400	280,200	307,200	337,600
	10	156,900	212,000	245,900	282,200	309,500	339,900
	11	158,200	213,800	247,500	284,100	311,700	341,900
	12	159,500	215,600	248,800	286,100	314,100	344,100
	13	160,700	217,000	250,300	288,100	316,200	345,900
	14	162,200	218,800	251,700	290,000	318,300	347,900
	15	163,700	220,500	253,000	291,900	320,500	349,900
16	165,300	222,300	254,400	293,700	322,600	351,900	

中略

	125		305,300				
再任用学校職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,400	216,000	256,100	275,600	290,800	316,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

改正案

現行

<p>10 附則第六項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号。以下「特別措置条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と学校職員給与条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>11 附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（新設）</p>

改正案

現行

8| 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第六項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（新設）

9| 附則第六項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（新設）

改正案

現行

6| 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（新設）

7| 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員が受ける給料月額との合計額が第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

（新設）

改正案

現

行

5) 附則第三項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

(新設)

一 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤学校職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める学校職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた学校職員を除く。）

改正案

現行

附則1及び2（略）

附則1及び2（略）

3| 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が六十歳に達

（新設）

した日後における最初の四月一日（附則第六項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

4| 前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける学校職員に通知するものとする。

（新設）

改正案

現行

（單純な勞務に雇用される者の給与の種類及び基準）  
第二十三条（略）

（單純な勞務に雇用される者の給与の種類及び基準）  
第二十三条（略）

2 單純な勞務に雇用される者のうち職員<sup>一</sup>の定年等に関する条例第十二条の規定により採用された者の受ける給与は、前項の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 單純な勞務に雇用される者のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者の受ける給与は、前項の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉

3（略）

3（略）

第二十四条（略）

第二十四条（略）

改 正 案

現 行

<p>(義務教育等教員特別手当) 第十八条の五 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の等級及び号給(定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の等級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第十八条の六 第十九条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出) 第二十条 (略)</p> <p>2 短時間勤務学校職員の勤務一時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、常時勤務を要する職を占める学校職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>(特定の学校職員についての適用除外) 第二十条の二 (略)</p> <p>2 第七条第三項から第十一項まで、第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の四、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務学校職員には適用しない。</p> <p>第二十一条 第二十二条 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当) 第十八条の五 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の等級及び号給(再任用学校職員にあつては、職務の等級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第十八条の六 第十九条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出) 第二十条 (略)</p> <p>2 短時間勤務学校職員の勤務一時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、<u>法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める学校職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>(特定の学校職員についての適用除外) 第二十条の二 (略)</p> <p>2 第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の四、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、<u>再任用学校職員には適用しない。</u></p> <p>第二十一条 第二十二条 (略)</p>
--	---

改正案

現行

（勤勉手当）

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間における当該学校職員の勤務成績に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

- 二 前項の学校職員のうち定年前再任用短時間勤務学校職員 当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

（勤勉手当）

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学校職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の学校職員のうち再任用学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

- 二 前項の学校職員のうち再任用学校職員 当該再任用学校職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

（期末手当）  
第十八条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該学校職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「千分の六百七十五」とする。

4 6 （略）

第十八条の二、第十八条の三（略）

（期末手当）  
第十八条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 百分の百二十 を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「千分の六百七十五」とする。

4 6 （略）

第十八条の二、第十八条の三（略）

改正案

現行

5 学校職員が勤務時間条例第十八条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

第十七条～第十七条の三 (略)

5 学校職員が勤務時間条例第十八条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

第十七条～第十七条の三 (略)

改正案

現行

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と勤務時間条例第三条第八項の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と同項の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

改 正 案

現 行

第十四条、第十五条（略）

第十四条、第十五条（略）

（時間外勤務手当）

（時間外勤務手当）

第十六条 学校職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第十六条 学校職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した学校職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した学校職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 （略）

2 （略）

3 （略）

3 （略）

改正案

現行

<p>二 (略)</p> <p>三 前項第三号に掲げる学校職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 3 6 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 前項第三号に掲げる学校職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 3 6 (略)</p>
--	---

改 正 案

現 行

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる学校職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「この号」の号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該学校職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる学校職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

改正案

現行

(通勤手当)

第十三条 通勤手当は、次に掲げる学校職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする学校職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる学校職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする学校職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる学校職員を除く。）

三 (略)

(通勤手当)

第十三条 通勤手当は、次に掲げる学校職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする学校職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる学校職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする学校職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる学校職員を除く。）

三 (略)

改 正 案

12 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務学校職員」という。）の給料月額は、当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第三條第三項の規定により定められた当該短時間勤務学校職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の訂正）

第七條の二 学校職員の給料の決定に誤りがあつた場合におけるその訂正については、人事委員会の定めるところによらなければならない。

第八條〜第十二條の四 （略）

現 行

12 法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用学校職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

（給料の訂正）

第七條の二 法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「短時間勤務学校職員」という。）の給料月額は、前條第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第三條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七條の三 学校職員の給料の決定に誤りがあつた場合におけるその訂正については、人事委員会の定めるところによらなければならない。

第八條〜第十二條の四 （略）

改正案

現行

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）

第一条～第六条（略）

第七条（略）

2・3（略）

4 学校職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会で定めるところにより決定する。

5（略）

6 学校職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間における当該学校職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

7～11（略）

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）

第一条～第六条（略）

第七条（略）

2・3（略）

4 学校職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。

5（略）

6 学校職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7～11（略）

改 正 案

現 行

八 医療職給料表 (三)

職員の区分	職名の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	円	3,050,000	3,550,000	3,850,000	4,250,000	4,550,000	4,950,000	5,250,000
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

八 医療職給料表 (三)

職員の区分	職名の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	円	256,000	256,300	258,000	273,800	290,000	307,400	325,000
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医師(医師)以外の 医師(医師)	円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

改正案

現行

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	賃金の等級	月額給付額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
医師	(42)	274,000	304,000	334,000	364,000	394,000	424,000	454,000
歯科医師	(43)	244,000	274,000	304,000	334,000	364,000	394,000	424,000
薬剤師	(44)	214,000	244,000	274,000	304,000	334,000	364,000	394,000
看護師	(45)	184,000	214,000	244,000	274,000	304,000	334,000	364,000
診療士	(46)	154,000	184,000	214,000	244,000	274,000	304,000	334,000
検査士	(47)	124,000	154,000	184,000	214,000	244,000	274,000	304,000
理学療法士	(48)	104,000	134,000	164,000	194,000	224,000	254,000	284,000
作業療法士	(49)	94,000	124,000	154,000	184,000	214,000	244,000	274,000
放射線技師	(50)	114,000	144,000	174,000	204,000	234,000	264,000	294,000
検査技師	(51)	134,000	164,000	194,000	224,000	254,000	284,000	314,000
放射線技師	(52)	154,000	184,000	214,000	244,000	274,000	304,000	334,000
検査技師	(53)	174,000	204,000	234,000	264,000	294,000	324,000	354,000
放射線技師	(54)	194,000	224,000	254,000	284,000	314,000	344,000	374,000
検査技師	(55)	214,000	244,000	274,000	304,000	334,000	364,000	394,000
放射線技師	(56)	234,000	264,000	294,000	324,000	354,000	384,000	414,000
検査技師	(57)	254,000	284,000	314,000	344,000	374,000	404,000	434,000
放射線技師	(58)	274,000	304,000	334,000	364,000	394,000	424,000	454,000
検査技師	(59)	294,000	324,000	354,000	384,000	414,000	444,000	474,000
放射線技師	(60)	314,000	344,000	374,000	404,000	434,000	464,000	494,000
検査技師	(61)	334,000	364,000	394,000	424,000	454,000	484,000	514,000
放射線技師	(62)	354,000	384,000	414,000	444,000	474,000	504,000	534,000
検査技師	(63)	374,000	404,000	434,000	464,000	494,000	524,000	554,000
放射線技師	(64)	394,000	424,000	454,000	484,000	514,000	544,000	574,000
検査技師	(65)	414,000	444,000	474,000	504,000	534,000	564,000	594,000
放射線技師	(66)	434,000	464,000	494,000	524,000	554,000	584,000	614,000
検査技師	(67)	454,000	484,000	514,000	544,000	574,000	604,000	634,000
放射線技師	(68)	474,000	504,000	534,000	564,000	594,000	624,000	654,000
検査技師	(69)	494,000	524,000	554,000	584,000	614,000	644,000	674,000
放射線技師	(70)	514,000	544,000	574,000	604,000	634,000	664,000	694,000
検査技師	(71)	534,000	564,000	594,000	624,000	654,000	684,000	714,000
放射線技師	(72)	554,000	584,000	614,000	644,000	674,000	704,000	734,000
検査技師	(73)	574,000	604,000	634,000	664,000	694,000	724,000	754,000
放射線技師	(74)	594,000	624,000	654,000	684,000	714,000	744,000	774,000
検査技師	(75)	614,000	644,000	674,000	704,000	734,000	764,000	794,000
放射線技師	(76)	634,000	664,000	694,000	724,000	754,000	784,000	814,000
検査技師	(77)	654,000	684,000	714,000	744,000	774,000	804,000	834,000
放射線技師	(78)	674,000	704,000	734,000	764,000	794,000	824,000	854,000
検査技師	(79)	694,000	724,000	754,000	784,000	814,000	844,000	874,000
放射線技師	(80)	714,000	744,000	774,000	804,000	834,000	864,000	894,000
検査技師	(81)	734,000	764,000	794,000	824,000	854,000	884,000	914,000
放射線技師	(82)	754,000	784,000	814,000	844,000	874,000	904,000	934,000
検査技師	(83)	774,000	804,000	834,000	864,000	894,000	924,000	954,000
放射線技師	(84)	794,000	824,000	854,000	884,000	914,000	944,000	974,000
検査技師	(85)	814,000	844,000	874,000	904,000	934,000	964,000	994,000
放射線技師	(86)	834,000	864,000	894,000	924,000	954,000	984,000	1,014,000
検査技師	(87)	854,000	884,000	914,000	944,000	974,000	1,004,000	1,034,000
放射線技師	(88)	874,000	904,000	934,000	964,000	994,000	1,024,000	1,054,000
検査技師	(89)	894,000	924,000	954,000	984,000	1,014,000	1,044,000	1,074,000
放射線技師	(90)	914,000	944,000	974,000	1,004,000	1,034,000	1,064,000	1,094,000
検査技師	(91)	934,000	964,000	994,000	1,024,000	1,054,000	1,084,000	1,114,000
放射線技師	(92)	954,000	984,000	1,014,000	1,044,000	1,074,000	1,104,000	1,134,000
検査技師	(93)	974,000	1,004,000	1,034,000	1,064,000	1,094,000	1,124,000	1,154,000
放射線技師	(94)	994,000	1,024,000	1,054,000	1,084,000	1,114,000	1,144,000	1,174,000
検査技師	(95)	1,014,000	1,044,000	1,074,000	1,104,000	1,134,000	1,164,000	1,194,000
放射線技師	(96)	1,034,000	1,064,000	1,094,000	1,124,000	1,154,000	1,184,000	1,214,000
検査技師	(97)	1,054,000	1,084,000	1,114,000	1,144,000	1,174,000	1,204,000	1,234,000
放射線技師	(98)	1,074,000	1,104,000	1,134,000	1,164,000	1,194,000	1,224,000	1,254,000
検査技師	(99)	1,094,000	1,124,000	1,154,000	1,184,000	1,214,000	1,244,000	1,274,000
放射線技師	(100)	1,114,000	1,144,000	1,174,000	1,204,000	1,234,000	1,264,000	1,294,000
検査技師	(101)	1,134,000	1,164,000	1,194,000	1,224,000	1,254,000	1,284,000	1,314,000
放射線技師	(102)	1,154,000	1,184,000	1,214,000	1,244,000	1,274,000	1,304,000	1,334,000
検査技師	(103)	1,174,000	1,204,000	1,234,000	1,264,000	1,294,000	1,324,000	1,354,000
放射線技師	(104)	1,194,000	1,224,000	1,254,000	1,284,000	1,314,000	1,344,000	1,374,000
検査技師	(105)	1,214,000	1,244,000	1,274,000	1,304,000	1,334,000	1,364,000	1,394,000
放射線技師	(106)	1,234,000	1,264,000	1,294,000	1,324,000	1,354,000	1,384,000	1,414,000
検査技師	(107)	1,254,000	1,284,000	1,314,000	1,344,000	1,374,000	1,404,000	1,434,000
放射線技師	(108)	1,274,000	1,304,000	1,334,000	1,364,000	1,394,000	1,424,000	1,454,000
検査技師	(109)	1,294,000	1,324,000	1,354,000	1,384,000	1,414,000	1,444,000	1,474,000
放射線技師	(110)	1,314,000	1,344,000	1,374,000	1,404,000	1,434,000	1,464,000	1,494,000
検査技師	(111)	1,334,000	1,364,000	1,394,000	1,424,000	1,454,000	1,484,000	1,514,000
放射線技師	(112)	1,354,000	1,384,000	1,414,000	1,444,000	1,474,000	1,504,000	1,534,000
検査技師	(113)	1,374,000	1,404,000	1,434,000	1,464,000	1,494,000	1,524,000	1,554,000
放射線技師	(114)	1,394,000	1,424,000	1,454,000	1,484,000	1,514,000	1,544,000	1,574,000
検査技師	(115)	1,414,000	1,444,000	1,474,000	1,504,000	1,534,000	1,564,000	1,594,000
放射線技師	(116)	1,434,000	1,464,000	1,494,000	1,524,000	1,554,000	1,584,000	1,614,000
検査技師	(117)	1,454,000	1,484,000	1,514,000	1,544,000	1,574,000	1,604,000	1,634,000
放射線技師	(118)	1,474,000	1,504,000	1,534,000	1,564,000	1,594,000	1,624,000	1,654,000
検査技師	(119)	1,494,000	1,524,000	1,554,000	1,584,000	1,614,000	1,644,000	1,674,000
放射線技師	(120)	1,514,000	1,544,000	1,574,000	1,604,000	1,634,000	1,664,000	1,694,000
検査技師	(121)	1,534,000	1,564,000	1,594,000	1,624,000	1,654,000	1,684,000	1,714,000
放射線技師	(122)	1,554,000	1,584,000	1,614,000	1,644,000	1,674,000	1,704,000	1,734,000
検査技師	(123)	1,574,000	1,604,000	1,634,000	1,664,000	1,694,000	1,724,000	1,754,000
放射線技師	(124)	1,594,000	1,624,000	1,654,000	1,684,000	1,714,000	1,744,000	1,774,000
検査技師	(125)	1,614,000	1,644,000	1,674,000	1,704,000	1,734,000	1,764,000	1,794,000
放射線技師	(126)	1,634,000	1,664,000	1,694,000	1,724,000	1,754,000	1,784,000	1,814,000
検査技師	(127)	1,654,000	1,684,000	1,714,000	1,744,000	1,774,000	1,804,000	1,834,000
放射線技師	(128)	1,674,000	1,704,000	1,734,000	1,764,000	1,794,000	1,824,000	1,854,000
検査技師	(129)	1,694,000	1,724,000	1,754,000	1,784,000	1,814,000	1,844,000	1,874,000
放射線技師	(130)	1,714,000	1,744,000	1,774,000	1,804,000	1,834,000	1,864,000	1,894,000
検査技師	(131)	1,734,000	1,764,000	1,794,000	1,824,000	1,854,000	1,884,000	1,914,000
放射線技師	(132)	1,754,000	1,784,000	1,814,000	1,844,000	1,874,000	1,904,000	1,934,000
検査技師	(133)	1,774,000	1,804,000	1,834,000	1,864,000	1,894,000	1,924,000	1,954,000
放射線技師	(134)	1,794,000	1,824,000	1,854,000	1,884,000	1,914,000	1,944,000	1,974,000
検査技師	(135)	1,814,000	1,844,000	1,874,000	1,904,000	1,934,000	1,964,000	1,994,000
放射線技師	(136)	1,834,000	1,864,000	1,894,000	1,924,000	1,954,000	1,984,000	2,014,000
検査技師	(137)	1,854,000	1,884,000	1,914,000	1,944,000	1,974,000	2,004,000	2,034,000
放射線技師	(138)	1,874,000	1,904,000	1,934,000	1,964,000	1,994,000	2,024,000	2,054,000
検査技師	(139)	1,894,000	1,924,000	1,954,000	1,984,000	2,014,000	2,044,000	2,074,000
放射線技師	(140)	1,914,000	1,944,000	1,974,000				

別表第五 医療職給料表 (第四条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の等級			
	1級	2級	3級	4級
保健師	第1月額 (略)	第2月額 (略)	第3月額 (略)	第4月額 (略)
保健師助産師及び 保健師補佐	第1月額 (略)	第2月額 (略)	第3月額 (略)	第4月額 (略)
保健師助産師	第1月額 出 227,202	第2月額 出 239,802	第3月額 出 254,502	第4月額 出 267,102

備考 (略)

別表第五 医療職給料表 (第四条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の等級			
	1級	2級	3級	4級
保健師	第1月額 (略)	第2月額 (略)	第3月額 (略)	第4月額 (略)
保健師助産師及び 保健師補佐	第1月額 (略)	第2月額 (略)	第3月額 (略)	第4月額 (略)
保健師助産師	第1月額 出 227,202	第2月額 出 239,802	第3月額 出 254,502	第4月額 出 267,102

備考 (略)

改 正 案

現 行

別表第四 研究職給料表 (第四条関係)

職名(氏名)	等級(年俸)	1級	2級	3級	4級	5級
		1級	2級	3級	4級	5級
研究員(氏名)	1級	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
研究員(氏名)	2級	900,000	950,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000
研究員(氏名)	3級	800,000	850,000	900,000	950,000	1,000,000
研究員(氏名)	4級	700,000	750,000	800,000	850,000	900,000
研究員(氏名)	5級	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000

備考 (略)

職名(氏名)	研究職給料表 (第四条関係)				
	1級	2級	3級	4級	5級
研究員(氏名)	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
研究員(氏名)	900,000	950,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000
研究員(氏名)	800,000	850,000	900,000	950,000	1,000,000
研究員(氏名)	700,000	750,000	800,000	850,000	900,000
研究員(氏名)	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000

改正案

現行

別表第三 海事職給料表 (第四条関係)

職員の区分	職員の等級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円
船付船長(船長以外の船長)	(船)	—	—	—	—	—	—
	(船)	—	—	—	—	—	—
船付船長(船長)	船付船長	221,100	211,400	200,700	191,000	181,300	171,600
	船付船長	—	—	—	—	—	—

備考 (略)

別表第三 海事職給料表 (第四条関係)

職員の区分	職員の等級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円	船付月額 円
船付船長(船長以外の船長)	(船)	—	—	—	—	—	—
	(船)	—	—	—	—	—	—
船付船長(船長)	船付船長	221,100	211,400	200,700	191,000	181,300	171,600
	船付船長	—	—	—	—	—	—

備考 (略)



改正案

現行

別表第一 行政職給料表 (第四条関係)

職員の区分	職級の等級	職級の等級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
行政職	主任	1,88,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800	
	主任	188,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800	
行政職	主任	188,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800	
	主任	188,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800	

備考 (略)

別表第一 行政職給料表 (第四条関係)

職員の区分	職級の等級	職級の等級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
主任	主任	188,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800
	主任	188,400	215,040	256,100	275,600	295,800	316,300	338,100	361,300	422,800

備考 (略)

<p>額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9  附則第七項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第七項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>10  異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第六項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び第七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	(新設)
<p>11  附則第六項、第八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p>	(新設)
<p>12  附則第六項、第八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十六条の第五項(第十六条の八第四項において準用する場合を含む。)及び第十六条の九第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第六項、第八項、第十項又は第十一項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	(新設)
<p>13  附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	(新設)

のうち、特定日に附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7) 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8) 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月

(新設)

(新設)

<p>3  当分の間、職員<sup>1</sup>の給料月額<sup>2</sup>は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第六項及び第八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五條第二項の規定により当該職員<sup>3</sup>の属する職務の等級並びに同條第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員<sup>4</sup>の受ける号給に<sup>5</sup>応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>4  前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける職員に通知するものとする。</p> <p>5  附則第三項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>二 職員<sup>6</sup>の定年等に関する條例第九條第一項又は第二項の規定により同條第一項に規定する異動期間（同項又は同條第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同條例第六條に規定する職を占める職員</p> <p>三 職員<sup>7</sup>の定年等に関する條例第三條第一項ただし書に規定する職員</p> <p>四 職員<sup>8</sup>の定年等に関する條例第四條第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同條例第二條に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた職員を除く。）</p>	<p>(新設)</p>
<p>6  法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員</p>	<p>(新設)</p>

改正案

現行

<p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>2 短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、常時勤務を要する職を占める職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第十九条・第二十条 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 単純な労務に雇用される者のうち職員<del>の定年等</del>に関する条例第十二条の規定により採用された者の受ける給与は、前項の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>2 短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の勤務一時間当たりの給与額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第十九条・第二十条 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 単純な労務に雇用される者のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者の受ける給与は、前項の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特別管理職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特別管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 5 (略)  
 第十六条の九・第十六条の十  
 第十六条の十一 (略)

2 第五条第三項から第十一項まで、第九条、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特別管理職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特別管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 5 (略)  
 第十六条の九・第十六条の十  
 第十六条の十一 (略)

2 第九条、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

一〇四 (略)

3 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六百七十五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五百七十五」とする。

4 (略)

第十六条の六・第一六条の七 (略)

(勤勉手当)

第十六条の八 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

一〇四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六百七十五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五百七十五」とする。

4 (略)

第十六条の六・第一六条の七 (略)

(勤勉手当)

第十六条の八 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

5 職員が勤務時間条例第十八条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

第十五条、第十六条の四 (略)

第十六条の五 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第十六条の八第二項において「特別管理職員」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

5 職員が勤務時間条例第十八条に規定する時間外勤務代替休暇を取得したときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

第十五条、第十六条の四 (略)

第十六条の五 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第十六条の八において「特別管理職員」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務(第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五)、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と同条の規定により割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務(第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

356 (略)

第十二条～第十三条 (略)

(時間外勤務手当)

第十四条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

356 (略)

第十二条～第十三条 (略)

(時間外勤務手当)

第十四条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が七万円を超えるときは、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(通勤手当)

第十一条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

(通勤手当)

第十一条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 (略)

12 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削る)

第五條の二 (略)

第六條～第十條の五 (略)

12 法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

第五條の二 法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前條第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五條の三 (略)

第六條～第十條の五 (略)

改正案	現行
<p>○一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（昭和二十六年二月二日 山口県条例第二号）</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会が定めるところにより決定する。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7～11 （略）</p>	<p>○一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（昭和二十六年二月二日 山口県条例第二号）</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7～11 （略）</p>

<p>改正案</p>	<p>(特定地方警務官に対する規定の適用)</p> <p>4  前項の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同項中「任命権者」とあるのは、「警察本部長」とする。</p> <p>(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)</p> <p>5  附則第三項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>現行</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附則別表(略)</p>

改正案

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間とし、末日経過職員にあつては当該末日経過職員の異動等の日の属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)とする。)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

現行

(新設)

3 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号)附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

改正案

附則

1 (略)

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

現行

附則

1 (略)

(経過措置)

2 附則別表の上欄に掲げる職員に対する第三条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、同条中「年齢六十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正案	<p>(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)</p> <p>第十四条 第二条、第三条本文、第八条及び第十二条の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第十二条中「人事委員会規則」とあるのは、「特定地方独立行政法人の規程」とする。</p> <p>第六章 雑則</p> <p>第十五条 この条例の施行について必要な事項は、職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については特定地方独立行政法人の規程で定める。</p>
現行	<p>(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)</p> <p>第六条 第二条及び第三条本文の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">第五章 職員以外の者に対する規定の適用  (特定地方警務官に対する規定の適用)</p> <p>第十三条 第八条の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同条中「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)」とあり、及び「降任等」とあるのは「特定任命」とする。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができ、ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

(新設)  
(新設)

<p>改正案</p>	<p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</p> <p>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p> <p>第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>4  任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	

改正案

3| 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たないため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

現行

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>2  任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	

<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</p> <p>第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七條第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(新設)

(新設)

改正案

三 第一号に掲げる職のほか、学校職員給与条例第五条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの及び同項第二号から第四号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

四 第一号に掲げる職のほか、企業職員給与条例の適用を受ける職員が占める職のうち、行六級職員に相当する職員をもって充てることが相当な職として山口県公営企業管理者が指定する職

五 特定地方独立行政法人職員が占める職のうち、第一号に掲げる職に相当する職及び行六級職員に相当する特定地方独立行政法人職員をもって充てることが相当な職として特定地方独立行政法人が定める職

現行

改正案

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六條 法第二十八條の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第三條各号に掲げる施設等において医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第八条の二第一項、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)第十条の二第一項及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号。以下「企業職員給与条例」という。)第四条に規定する職

二 前号に掲げる職のほか、職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの(以下「行政六級職員」という。)及び同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

現行

(新設)

(新設)

改正案

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第五条 (略)

現行

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第五条 (略)

<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</p> <p>三 当該職務を担当する者の交代がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p>
--	--

改正案

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

現行

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

改正案	<p>第二章 定年制度</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。ただし、次に掲げる施設等において医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢七十年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 健康福祉センター</li> <li>二 保健所</li> <li>三 山口県環境保健センター</li> <li>四 山口県立萩看護学校</li> <li>五 山口県精神保健福祉センター</li> <li>六 前各号に掲げる施設以外の施設等で医療に関する業務を行うもの</li> </ol>
現行	<p>(新設)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、次に掲げる施設等において医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢六十五年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 健康福祉センター</li> <li>二 保健所</li> <li>三 山口県環境保健センター</li> <li>四 山口県立萩看護学校</li> <li>五 山口県精神保健福祉センター</li> <li>六 前各号に掲げる施設以外の施設等で医療に関する業務を行うもの</li> </ol>

改正案

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六條の四第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三條第三項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)、特定地方警務官(警察法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。)及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)の定年等について必要な事項を定めるものとする。

現行

(新設)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項から第三項まで及び第二十八條の三並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三條第三項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)の定年等について必要な事項を定めるものとする。

○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

改正案

○職員の定年等に関する条例

(昭和五十九年三月二十七日  
山口県条例第一号)

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	定年制度(第二条―第五条)
第三章	管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十一条)
第四章	定年前再任用短時間勤務制(第十二条)
第五章	職員以外の者に対する規定の適用(第十三条・第十四条)
第六章	雑則(第十五条)
附則	

現行

○職員の定年等に関する条例

(昭和五十九年三月二十七日  
山口県条例第一号)

(新設)

議案第4号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和4年（2022年）9月16日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 3 7 7 号

令 和 4 年 (2022年) 9 月 12日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年9月8日付け令4財政第72号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の子供休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令 4 財 政 第 7 2 号

令和 4 年 (2022 年) 9 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行等を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 男性非常勤職員の子の出生後8週間以内における育児休業取得要件の緩和  
(第2条)

[現行]

子の「1歳6か月到達日」以降も任期が継続する場合等

[改正後]

子の「出生後6月と8週間を経過する日」以降も任期が継続する場合等

(2) 非常勤職員の子の1歳以降における育児休業取得要件の緩和  
(第2条の3及び第2条の4)

[現行]

子の1歳到達日翌日に、配偶者の育児休業から引き続き取得するとともに、特別の事情がある場合

[改正後]

配偶者が子の1歳以降に育児休業をしていれば、子の1歳到達日翌日に限らず、育児休業が取得できる等、所要の改正

(3) その他規定の整備

3 施行期日

公布日

員会の」とあるのは「任命権者の」と、同号及び同条第二号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第十四条及び第十五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第三条の二 法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

第三十三条中「、第十一条、第十三条」を削り、「及び第二十七条」を「、第二十七条、第三十一条及び第三十二条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第二条中「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同条第四号イ(2)中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第二条の二及び第二条の三中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第二条の四中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第三条から第五条まで、第十条及び第十一条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第六号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第十二条中「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同条第一号中「人事委

に相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に改め、「伴い、当該」の下に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育

児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれ

業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日(を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて)を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「(当該非常勤職員が」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業

あつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第三号中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合に

改 正 案

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第三十三條 第二條から第六條まで、第十條から第十六條まで、  
第二十七條、第三十一條及び第三十二條の規定中職員に関する  
規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地  
方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合におい  
て、第二條中「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、  
同條第四号イ②中「人事委員会規則」とあるのは「第一條の特  
定地方独立行政法人の規程」と、第二條の二及び第二條の三中  
「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同條第三号中「人  
事委員会規則」とあるのは「第一條の特定地方独立行政法人の  
規程」と、第二條の四中「条例」とあるのは「設立団体の条例」  
と、「人事委員会規則」とあるのは「第一條の特定地方独立行政  
法人の規程」と、第三條から第五條まで、第十條及び第十一條  
中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同條第六号中「人  
事委員会」とあるのは「任命権者」と、第十二條中「条例で」  
とあるのは「設立団体の条例で」と、同條第一号中「人事委員  
会」とあるのは「任命権者の」と、同号及び同條第二号中「人  
事委員会規則」とあるのは「第一條の特定地方独立行政法人の  
規程」と、第十四條及び第十五條中「条例」とあるのは「設立  
団体の条例」とする。

第三十四條(略)

現 行

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第三十三條 第二條から第六條まで、第十條、第十一條、第十三條  
から第十六條まで及び第二十七條の規定中職員に関する規定は、  
特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政  
法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二條か  
ら第三條までの規定中「条例」とあるのは「設立団体の条例」  
と、同條第四号中「人事委員会規則」とあるのは「第一條の特定  
地方独立行政法人の規程」と、「人事委員会の」とあるのは「任  
命権者の」と、第四條、第五條、第十條及び第十一條中「条例」  
とあるのは「設立団体の条例」と、同條第五号中「人事委員会規  
則」とあるのは「第一條の特定地方独立行政法人の規程」と、第  
十四條及び第十五條中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と  
する。

第三十四條(略)

改正案

(法第一條第一項第一号の条例で定める期間)

第三條の二 法第一條第一項第一号の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。)とする。

第四條(第三十二條 (略))

現行

(新設)

第四條(第三十二條 (略))

改 正 案

現 行

(削る)

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)  
第三条 法第二条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる  
事情とする。

一 四 (略)

(削る)

五・六 (略)

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育  
児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任  
期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用  
されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新  
前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初  
日とする育児休業をしようとする。

(法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二條の五 法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、当該  
育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の  
翌日まで(当該予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該  
出生の日から当該出生予定日から起算して八週間を経過する日の  
翌日まで)とし、当該予定日後に当該子が出生した場合にあつては  
当該出生予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する  
日の翌日までとする。とする。

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三條 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次  
に掲げる事情とする。

一 四 (略)

五 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業  
に係る子について既にしたものを除く)が終了した後、三月  
以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該  
育児休業の承認を請求する際、育児休業により当該子を養育す  
るための計画について人事委員会の定めるところにより任命権  
者に申し出た場合に限る。)

六・七 (略)

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし  
ている非労働職員が、当該育児休業に係る子について、当該任  
期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き継ぎ採用  
されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き継ぎ採  
用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

改正案

現行

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日  
 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休  
 業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場  
 合にあっては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの  
 号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第二条第一項の条例で定める場合)

第一条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月か  
 ら二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲  
 げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規  
 定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げ  
 る事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当す  
 る場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあって  
 は同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- 一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当  
 該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれ  
 に相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあ  
 つては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌  
 日(以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をし  
 ようとする場合)

二・三 (略)

- 四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月  
 到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業  
 をしたことがない場合

(新設)

(法第二条第一項の条例で定める場合)

第一条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月か  
 ら二歳に達するまでの子を養育するための非常勤職員が、次の各号  
 に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規  
 定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げ  
 る事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当す  
 る場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあって  
 は同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(新設)

一・二 (略)

(新設)

改正案

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をして

ハ（略）

現行

（新設）

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をして

ロ（略）

改 正 案

(法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合) 人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日

現 行

(法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一・二 (略)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当して育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き継ぎ採用されるものにあつては、当該任期の末日の日又は当該引き継ぎ採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当すること。 当該子の一歳六か月到達日

改正案

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二條の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしてゐる非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてゐる場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(前略)

第二條の二 (略)

現行

ロ 第二條の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしてゐる非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてゐる非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き継ぎ採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二條の二 (略)

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表案

改正案	現行
<p>○ 職員の育児休業等に関する条例</p> <p>〔平成四年三月二十一日 山口県条例第一号〕</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、<u>第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者をもって同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>	<p>○ 職員の育児休業等に関する条例</p> <p>〔平成四年三月二十一日 山口県条例第一号〕</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(<u>第一条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、一歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2) (略)</p>

議案第5号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例についての意見の申  
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和4年（2022年）9月16日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 3 7 7 号

令和 4 年 (2022年) 9 月 12 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 9 月 8 日付け令 4 財政第 7 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令 4 財 政 第 7 2 号

令和 4 年 (2022年) 9 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

## 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

### 1 趣旨

教育職員免許法の改正により、令和4年7月1日に教員免許更新制度が廃止されたことに伴い、関係する手数料について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

教育職員免許状授与等手数料のうち、以下の区分を削除するとともに、関係通知書の再交付に係る区分の字句を整理する。

- ・教育職員の免許状の有効期間の更新
- ・教育職員の免許状の有効期間の延長
- ・更新講習修了確認
- ・更新講習修了確認の期限の延期
- ・免許状更新講習の免除
- ・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認

### 3 施行期日

公布の日

<p>教育職員免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認又は更新講習修了確認の期限の延期をした旨の通知書の押交付</p>	<p>一件につき</p>	<p>千円</p>
---	--------------	-----------

」を

<p>教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認の期限の延期、免許状更新講習の免除又は教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認をした旨の通知書の再交付</p>	<p>一件につき</p>	<p>千円</p>
--	--------------	-----------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の9の表十一の項中

教育職員の免許状の有効期間の更新	一件につき	三千三百円
教育職員の免許状の有効期間の延長	一件につき	千七百円
更新講習修了確認	一件につき	三千三百円
更新講習修了確認の期限の延期	一件につき	千七百円
免許状更新講習の免除	一件につき	三千三百円
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條第三項第三号の確認	一件につき	三千三百円

(以下略)

教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習終了確認、更新講習終了確認の期限の延期、免許状更新講習の免除又は教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第十一條の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二條第三項第三号の補則をした旨の通知書の再交付
一件につき
千円

(以下略)

教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習終了確認又は更新講習終了確認の期限の延期をした旨の通知書の再交付
一件につき
千円

山口県使用料手数料条例  
昭和三十一年三月二十七日山口県条例第一号

改正案

別表第一(第二条関係)

158 略

9 教育委員会関係使用料手数料 項一5十 略

十一 教育職員 免許状の授 与等に関する 事務	教育職員免 許状授与等 手数料	教育職員免許状の授与 (1) 普通免許状 (2) 特別免許状 (3) 臨時免許状 新教育領域の追加 (1) 普通免許状 (2) 臨時免許状 教育職員免許状の書換え 教育職員免許状の再交付 教育職員検定の実施 免許法定講習の実施	一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき	三千三百円 三千三百円 千七百円 三千三百円 千七百円 八百七十四円 千四百円 千七百円 千五百五十円
-------------------------------------	-----------------------	---	--	---

現行

別表第一(第二条関係)

158 略

9 教育委員会関係使用料手数料 項一5十 略

十一 教育職員 免許状の授 与等に関する 事務	教育職員免 許状授与等 手数料	教育職員免許状の授与 (1) 普通免許状 (2) 特別免許状 (3) 臨時免許状 新教育領域の追加 (1) 普通免許状 (2) 臨時免許状 教育職員免許状の書換え 教育職員免許状の再交付 教育職員検定の実施 免許法定講習の実施 教育職員免許状の有効期 間の延長 教育職員免許状の有効期 間の延長 更新講習修了確認 更新講習修了確認の 延期 免許状更新講習の免除 教育職員免許法及び教育公 務員特例法の一部を改正す る法律(平成十九年法律第 九十八号)附則第二条第三 項第三号の掲載	一件につき 一件につき	三千三百円 三千三百円 千七百円 三千三百円 千七百円 八百七十四円 千四百円 千七百円 千五百五十円 三千三百円 千七百円 三千三百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円 千七百円
-------------------------------------	-----------------------	---	---	---

